

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令及び水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針の改正案」に対する意見募集の結果について

令和8年3月9日(月)

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令及び水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針の改正案」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和7年10月31日(金)～令和7年11月30日(日)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、電子メール又は郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:2件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>今回の改正案は、水俣条約に基づく水銀廃棄物の閾値決定を受けて、国内制度を整合させる重要な見直しであり、基本的な方向性に賛同します。水銀は微量でも環境や人体に深刻な影響を及ぼす物質であり、国際的な基準に基づいた管理強化は不可欠です。</p> <p>一方で、制度の実効性を高めるには、現場での実行可能性や地域の実情に配慮した柔軟な運用が求められます。以下の点について改善をお願いし、意見を提出いたします。</p> <p>省令改正により、水銀使用製品廃棄物や水銀汚染廃棄物が新たに規定されることは理解しますが、事業者が水銀含有の有無を判別できないケース（部品に組み込まれている場合など）への対応が曖昧です。対象外とする判断は妥当ですが、現場での判断基準や相談体制の整備を求めます。</p> <p>告示改正では、1,000mg/kg 以下の水銀含有再生資源に対する保管措置が新たに規定され、廃棄物処理法と同等の基準が適用されるとのことですが、保管設備の整備や表示義務、施錠・囲いの要件などが中小事業者にとって過度な負担とならないよう、段階的な導入や技術支援、簡易な判定フローの提供をお願いしたいです。</p> <p>保管措置に関する技術的指針では、「飛散・流出のおそれのない容器」や「鍵をかける設備」「堅固な柵」などの要件が追加されていますが、これらの定義や基準が不明確なままでは、現場での過剰対応や逆にリスクの見落としが生じる可能性があります。具体例やQ&Aの整備、現場ヒアリングの実施を求めます。</p> <p>水銀含有再生資源の管理は、行政による監視体制の強化とともに、地域住民や自治体との連携によるモニタリング体制の構築が重要です。市民参加型の情報共有や通報制度の整備もご検討いただければ幸いです。</p>	<p>【省令改正】</p> <p>ご指摘の部品に組み込まれている場合については、「(新用途水銀使用製品の製造等に関する命令第二条第二号に該当するものを除く。)」という記載に基づき対象外となっています。具体的に判断に迷う事例があれば経済産業省・環境省へお問い合わせください。</p> <p>【告示改正】</p> <p>ご指摘の「飛散・流出のおそれのない容器」や「鍵をかける設備」、「堅固な柵」については、1,000mg/kg を超える水銀含有再生資源に関して従前より求められている措置であり、今回の改正で適用範囲が拡大するものではないことから、現場の実行可能性に影響を及ぼすものではないと理解しています。</p> <p>具体的な対応については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」に記載しております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後の運用における参考とさせていただきます。</p>

<p>【理由】 水銀の環境リスクは科学的にも明らかであり、制度的な規制強化は必要です。ただし、実効性を高めるには、規制の明確さと現場での実行可能性のバランスが不可欠です。地域の事業者や住民が制度の趣旨を理解し、自発的に協力できるような仕組みづくりを強く望みます。</p>	
<p>告示（案）の第二４の対象から「法第二条第一項に規定する水銀使用製品に該当するもの」が除外されているが、これにより、従来は水銀含有再生資源の管理に関する規制対象であった水銀含有量 1,000 mg/kg を超える水銀使用製品に該当するものが第二４の規制対象外になる。</p> <p>水俣条約 COP の決議では、水銀使用製品廃棄物に関する閾値が設定されておらず、全ての当該廃棄物に適正管理が義務付けられている中で、規制対象外の範囲を拡大することは、条約の規制内容及び概要紙の「我が国ではこれらを水銀による環境の汚染の防止に関する法律において「水銀含有再生資源」と定義し、同法に基づき環境上適正な管理を担保している」に反するため、当該除外規定は削除すべきである。</p>	<p>ご指摘の点や水俣条約決定の趣旨を踏まえ、すべての水銀含有再生資源に関する適正管理を高水準で担保する観点から、ご指摘の告示案第二４中の「(水銀による環境の汚染の防止・・・に該当するものを除く。）」としている記述は削除することといたしました。</p>

以上